

飼料用米等を生産する農業者や、 集荷・販売等を行う皆さんへ！

飼料用米等は適正に流通してください！

定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流しや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！



- 飼料用米等として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、

不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、それが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- ・ 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- ・ その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられることがあります。

措置対象者の範囲が
広がりました！

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

1 計画申請時

- 農業者等は、飼料用米等を買受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「販売契約書」等を作成してください。
- 飼料用米等を買受ける事業者は、買受けた米を他の用途に転用しないことを誓約した誓約書を提出してください。
- 新規需要米を生産する農業者等は、飼料用米等の適正な出荷を行うことを誓約した誓約書を提出してください。
※ 集荷業者と出荷契約を締結する農業者の場合は、出荷契約書に誓約事項の内容を明記してください。

2 収穫～出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ・ 『出来秋の出荷数量』は、『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則です。
ただし、『当初の出荷契約数量』は、作況変動による調整を行うことができます。
 - ・ なお、区分管理での取組の場合には、『出来秋の出荷数量』は、新規需要米等を生産した『ほ場からの全収穫量』となります。
- ※ 変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。



3 保管時の留意事項

- 主食用米等、他の用途と区分して保管してください。
用途限定米穀を保管するときは、用途ごとに別棟、又は別はいで保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示してください。



4 販売時の留意事項

- 用途限定米穀を販売する時は、包装等にその用途ごとに定められた用途を表示してください。
- 需要者の倒産や廃業でやむを得ず販売先を変更する場合や他の用途に仕向ける（主食用は不可）場合は、国に申請を行ってください。

例：飼料用米

